

平成20年度 健全化判断比率・資金不足比率算定結果

■健全化判断比率

指 標	隠岐の島町	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	13.51	20.00
連結実質赤字比率	—	18.51	40.00
実質公債費比率	20.6	25.0	35.0
将来負担比率	157.6	350.0	

※実質赤字比率及び連結赤字比率は算定の結果、赤字がないため「—」とした。

■資金不足比率

特別会計の名称	隠岐の島町	経営健全化基準
上水道事業会計	—	20.0
簡易水道事業会計	—	
下水道事業会計	—	

※算定の結果資金不足がない会計については「—」とした。

隠岐の島町の20年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率は、町債の新規発行抑制など行財政改革大綱に基づき、施策を展開したことで、いずれも昨年度に比較し改善されました。

しかし、これらの比率は地方交付税の動向によっては悪化することも考えられることから、今後も引き続き、財政の健全性を保つ努力が必要です。